

# 事業者への依頼事項

## 1 飲食店等への営業時間短縮

対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市		伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
期間	令和3年4月1日～4月4日	令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
内容	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)	営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

## 2 飲食店等への感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2 センサー等の設置
- ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請
- ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請

## 3 見回りへの協力（対象地域：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）

調査員が対象店舗を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するための調査への協力

## 4 施設の使用制限の協力（対象地域：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）

多数利用施設	内容
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・ イベントの開催要件の遵守</li> <li>・ 入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・ 入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>

## 5 イベントの開催制限に伴う人数制限の協力

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内(*)	

(\*)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。

※人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

## 6 出勤抑制

「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請